

平成25年3月亀山市議会定例会 提出議案

条例の制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例 . . .	1
議案第9号 亀山市情報公開条例の一部を改正する条例 . . .	3
議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例の一部を改正する条例 . . .	4
議案第11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例	5
議案第12号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を 改正する条例	6
議案第13号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関 する条例の一部を改正する条例	7
議案第14号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する 条例	8
議案第15号 亀山市基金条例の一部を改正する条例	9
議案第16号 亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定め る条例の一部を改正する条例	10
議案第17号 亀山市住居表示審議会条例等の一部を改正する条 例	11
議案第18号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の 一部を改正する条例	12
議案第19号 亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	13
議案第20号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例 . . .	14
議案第21号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例	15

件名	亀山市新型インフルエンザ等 対策本部条例	危機管理局 危機管理室
----	-------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

新型インフルエンザ等の発生時に国民の生命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）が制定され、平成24年5月11日に公布されました。

同法において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村対策本部を設置することとされたことにより、亀山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」といいます。）に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 対策本部の組織は、次のとおりとします。

＜第2条関係＞

	職 務
本部長	対策本部の事務を総括する。
副本部長	本部長を補佐し、対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
本部員	本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
上記のほか、対策本部には市職員のうちから必要な職員を置くことができることとします。	

(2) 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集することとします。 ＜第3条関係＞

(3) 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に、本部長が指名する本部員からなる対策部を置くことができることとします。 ＜第4条関係＞

3 その他

施行日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日（法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）とします。

< 参考 >

新型インフルエンザ等対策特別措置法の市町村対策本部に関する規定

区分	法律の条項	規定内容
組 織	第 3 5 条 第 1 項	市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。
	第 3 5 条 第 2 項	市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 副市町村長 (2) 市町村教育委員会の教育長 (3) 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長） (4) 前3号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
副本部長の設置等	第 3 5 条 第 3 項	市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
国の職員等の会議への出席	第 3 5 条 第 4 項	市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

件名	亀山市情報公開条例の一部を改正する条例	総務部 法制執務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理運営に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第42号）により国有林野事業が国営企業でなくなることに伴い、国が経営する企業がなくなるため、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>なお、同法においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）についても、国が経営する企業がなくなることに伴う整備が行われました。</p> <p>2 改正内容</p> <p>公開請求に対する非公開情報としているもののうち、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報の規定から、国が経営する企業を削ります。</p> <p style="text-align: right;">＜第7条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成25年4月1日とします。</p>		

<p>件名</p>	<p>亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>総務部 人材育成室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めます。 <第15条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成25年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	総務部 人材育成室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地域主権戦略大綱（平成22年6月閣議決定）に基づく権限移譲により、これまで県が行っていた育成医療に係る自立支援医療の支給の認定及び自立支援医療費の支給は、平成25年4月1日以降、市で行うこととなります。</p> <p>育成医療の支給の認定において医学的な審査を行う嘱託医を設置するに当たり、その報酬の額等を定めるため、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>育成医療審査嘱託医の報酬の額は日額17,500円とし、旅費の額は亀山市職員の旅費に関する条例に定める消防長及び医療センター院長に対して支給する額と同額とします。 ＜別表関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成25年4月1日とします。</p> <p>(2) 平成25年当初予算に自立支援医療費（育成医療）嘱託医報酬として263,000円を計上しています。</p> <p>＜参考＞</p> <p>育成医療とは、身体に障がいをもつ児童（18歳未満）の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するため、自立支援医療費として公費で負担する制度です。</p>		

件名	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務部 人材育成室
----	------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市長及び副市長の給料及び期末手当の額は、平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間、100分の5を減じるとともに、市長の退職手当については、平成24年4月1日から平成25年2月5日までの間、100分の10に相当する額を減じた額としてきました。

依然として厳しい経済情勢と、他市における支給状況等を総合的に勘案し、平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料及び期末手当を引き続き減額するとともに、市長及び副市長の退職手当について100分の20に相当する額を減じることとするため、本条例について所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額とします。

＜附則第6項関係＞

	現 行	減額後
市長の給料月額	995,000円	945,250円
副市長の給料月額	745,000円	707,750円

- (2) 平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額を基礎として計算します。

＜附則第7項関係＞

- (3) 平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の退職手当の額は、算定した額からその100分の20に相当する額を減じた額とします。

＜附則第8項関係＞

		現 行	減額後
在職年数が4年間の 場合の退職手当の額	市長	17,910,000円	14,328,000円
	副市長	8,344,000円	6,675,200円

3 その他

施行日は、平成25年4月1日とします。

件 名	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	総 務 部 人材育成室
-----	--------------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

教育長の給料及び期末手当の額は、市長及び副市長と同様に、平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間、100分の5を減じてきました。

依然として厳しい経済情勢と、他市における支給状況等を総合的に勘案し、平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の給料及び期末手当を引き続き減額するとともに、退職手当について100分の20に相当する額を減じることとするため、本条例について所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の給料の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額とします。

＜附則第5項関係＞

	現 行	減額後
給料月額	690,000円	655,500円

- (2) 平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の期末手当及び勤勉手当の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額を基礎として計算します。

＜附則第6項関係＞

- (3) 平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の退職手当の額は、算定した額からその100分の20に相当する額を減じた額とします。

＜附則第7項関係＞

	現 行	減額後
在職年数が4年間の場合の退職手当の額	5,520,000円	4,416,000円

3 その他

施行日は、平成25年4月1日とします。

件 名	亀山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	総 務 部 人材育成室
-----	--------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

退職給付における官民較差の解消を図るため、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第96号）が平成25年1月1日に施行されました。

この法律による国家公務員の退職手当に係る制度改正に鑑み、市の一般職に属する職員（以下「職員」といいます。）の退職手当についてもその取扱いに準じることとするため、本条例について所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1）職員に支給する退職手当の支給水準を引き下げするため、退職手当の基本額に乗じる調整率（以下「調整率」といいます。）を「100分の104」から「100分の87」に引き下げるとともに、調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続20年未満の退職者を含めることとします。

＜第1条関係＞

（2）（1）による改正に伴い、平成18年4月1日に行われた退職手当制度の改正における経過措置について、所要の調整を行います。

＜第2条関係＞

3 その他

（1）施行日は、平成25年4月1日とします。

（2）調整率を次のとおり段階的に引き下げするため、経過措置を設けます。

期 間		調整率
現 行		104/100
経過措置	平成25年4月1日～平成26年3月31日	98/100
	平成26年4月1日～平成27年3月31日	92/100
平成27年4月1日以降		87/100

<p>件名</p>	<p>亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>健康福祉部 高齢障がい支援室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めます。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成25年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市住居表示審議会条例等の一部を改正する条例	総務部 法制執務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>市の審議会には、議員の参画によりその審議を深めるため、市議会議員を委員とするものがあります。</p> <p>亀山市議会基本条例の制定により議事機関である議会の役割が示され、二元代表制の下、執行機関である市長との関係が明確にされたことから、関係する条例について、市議会議員を市の審議会の委員としないこととする所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>次の審議会の委員から市議会議員である委員を削ります。</p> <p>(1) 亀山市住居表示審議会（亀山市住居表示審議会条例） ＜第1条関係＞</p> <p>(2) 亀山市廃棄物減量等推進審議会（亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例） ＜第2条関係＞</p> <p>(3) 亀山市水道水源保護審議会（亀山市水道水源保護条例） ＜第3条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成25年4月1日とします。</p> <p>(2) 審議会の委員でなくなる市議会議員である委員の任期は、この条例の施行の日の前日に満了することとする経過措置を規定します。</p>		

件名	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	上下水道部 上下水道管理室
----	---------------------------------	------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理運営に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第42号）により国有林野事業が国営企業でなくなることに伴い、国が経営する企業がなくなるため、本条例について所要の改正を行うものです。

2 改正内容

公共下水道事業の受益者負担金等を減額し、又は免除することができる規定から、国が経営する企業を削ります。

<第10条関係>

3 その他

施行日は、平成25年4月1日とします。

件名	亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	建設部 維持修繕室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」(平成24年政令第294号)による道路法施行令の一部改正により道路の占用の許可に係る工作物として太陽光発電設備等が追加されることにより、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市の管理に属する道路の占用料を徴収する施設として太陽光発電設備及び風力発電設備を加え、占用料は、占用面積1平方メートルにつき1年当たり1,000円とします。</p> <p>また、本条例で引用している道路法施行令の条項の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;"><別表関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成25年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅室
----	--------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

昭和30年代以前に建設した木造の市営住宅については、亀山市住生活基本計画において、新たな入居者募集は行わず、入居者の退去後に順次用途を廃止し、解体を行っていく方針としていることから、老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

昭和30年度に建設された亀田(落崎)住宅2戸のうち1戸の用途を廃止するため、戸数を「2」から「1」に改めます。 <別表第1関係>

3 その他

施行日は、公布の日とします。

<参考>

市営住宅の戸数

区 分	改正前の戸数	今回の用途 廃止戸数	改正後の戸数
市営住宅（借上げによるもの以外）	365戸	1戸	364戸
市営住宅（借上げによるもの）	20戸	0戸	20戸
市営単独住宅	24戸	0戸	24戸
計	409戸	1戸	408戸

件名	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めます。 <第11条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成25年4月1日とします。</p>		